稲沢市中小企業調査への御協力のお願い（案）

（第１回振興会議資料７-２修正）

平素は、稲沢市の商工行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市は昨年１１月１日に「稲沢市中小企業振興基本条例」を制定しました。この条例は、

中小企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業者の役割等を明らかにするとともに、

市の施策の基本方針等を定め、総合的に推進することを定めております。

この条例の施行を受け、市内の中小企業の皆様の状況、中小企業振興施策についての御要望等を調査し、**中小企業の皆様からの御意見を稲沢市の中小企業支援策に反映**させていただきたく、別紙のとおり調査票をお送りしました。

本調査は、総務省統計局の提供する事業所データベースから抽出した市内の事業所４,３４８のうち、無作為に抽出した中小企業 計１,０００者を調査対象として協力をお願いするものです。

今回、初めての調査となりますが、今後も、数年に１度は調査を実施してまいりたいと考えております。

本調査に関する回答については、回答者が特定されないよう十分に取扱いさせていただき、調査結果の概要は市ホームページ等で公表させていただきます。また、回答いただいた皆様には、６月を目途に詳細な報告書を送付させていただきます。

　つきましては、御多用のところ誠に恐縮ではございますが、同封した調査票に記載された内容に関し、インターネット上のＷｅｂ回答フォームから御回答いただくか、調査票に記載し返信用封筒で郵送いただくようお願いします。

スマートフォン等をお持ちの方は５分～１０分で回答できますので回答フォームを御利用ください。

　回答方法

① Ｗｅｂ回答フォームへの入力

以下のＱＲコードをスマートフォン読み込んで、
アンケートフォームから回答をお願いします。

　　　　　　　　＜ＱＲコードが読み込めない方＞

ＱＲコード

　　　　　　　　　以下のアドレスを御利用ください。

　　　　　　　　　docs.google.com/〇〇〇〇〇〇〇

© 稲沢市いなッピー

② 調査票に記入し返信封筒にて郵送

同封の返信封筒に調査票を入れてポストへ投函してください。（切手不要）

　回答期限

　　**令和６年３月２５日 (月)**　（②郵送の場合、到着するよう投函ください。）

　問 合 先　 稲沢市中小企業振興

ＱＲコード

稲沢市役所　経済環境部 商工観光課 中小企業グループ 基本条例については

TEL：（０５８７）３２－１３３２（ダイヤルイン） 市ホームページで！

稲沢市中小企業調査に係る選択項目コード表

別紙調査票の「 問１. 貴社（貴殿）について」の回答に当たっては、以下の各コード表から色つきの番号を選択して記入してください。回答方法で「 ① Ｗｅｂ回答フォームへの入力 」を選択いただいた場合、本表を使用せずにアンケートフォームから選択いただけます。

＜主たる業種＞

　日本標準産業分類で規定される業種に基づき、以下のうち最適な業種を選択してください。

　不明な場合は「４」を選択してください。（アルファベットは大分類コードです。）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 製造業（Ｅ） |
| ２ | 建設業（Ｄ） |
| ３ | 卸売業・小売業（Ｉ） |
| ４ | 上記の３業種以外の業種（サービス業、運送業、医療・福祉、農業ほか） |

＜従業者数＞

　代表者を含めた常時従業者数で選択してください。市内外に複数の事業所がある事業者は、

合計の常時雇用従業者数で、アルバイト等の短時間雇用の方がある場合、１日8時間の雇用

を１人として、繁忙期のみの雇用の場合は１年にならした人数で計算してください。

　 例1：代表者＋常時雇用社員1人＋４時間勤務のパート4人

 → 1人＋1人＋（4人×4/8時間）＝ 4人　区分は「１」

　 例2：役員3人＋常時雇用社員5人＋令和5年7月～12月のみ期間工3人

　　　　 → 3人＋5人＋（3人×6/12カ月）＝ 10人　端数切上げ、区分は「３」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | １～４人 | ５ | ５０～９９人 |
| ２ | ５～９人 | ６ | １００～２９９人 |
| ３ | １０～１９人 | ７ | ３００～９９９人 |
| ４ | ２０～４９人 | ８ | １,０００人以上 |

＜年間売上規模＞

　直近決算の売上高（個人の場合、令和５年分または４年分の売上金額）で選択してください。

市内外に複数の事業所がある事業者は合計の売上高で、業態変更等により直近の年間売上に

大幅な変動がある場合は、令和５年１０～１２月の売上を４倍する等して計算してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | ５００万円未満 | ５ | ５,０００万円 ～１億円未満 |
| ２ | ５００～１,０００万円未満 | ６ | １億円 ～ ３億円未満 |
| ３ | １,０００～３,０００万円未満 | ７ | ３億円 ～１０億円未満 |
| ４ | ３,０００～５,０００万円未満 | ８ | １０億円以上 |

* 上記３項目の選択に関して、調査票について不明な場合は、表面の問合先にお尋ねください。

R6.1.31